

令和8年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定及び判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式会社においては、株主が一人しかいない一人会社の存続は認められていない。
2. 最高裁判所の判例によれば、会社の定款に記載された目的自体に包含されない行為は、仮に目的遂行に必要な行為であっても、その会社の目的の範囲には属さない。
3. 大会社かどうかは、最終事業年度に係る損益計算書に計上した経常利益が基準になる。
4. 会社の住所は、その本店の所在地にあるものとされている。
5. 持分会社には、有限責任事業組合も含まれている。

第2問 株式及び株主等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株主総会における議決権の行使について、異なる種類の株式の発行は可能である。
2. 発行する全部の株式の内容として譲渡制限の定めを設ける定款の変更については、株主総会の特別決議が必要になる。
3. 株式会社の業務及び財産の状況を調査する検査役の選任請求権は、少数株主権である。
4. 最高裁判所の判例によれば、他人の承諾を得てその名義を用い株式を引受けた場合においては、名義人ではなく、実質上の引受人（名義借用者）がその株主となる。
5. 株式会社は、株主に対して新たに払込みをさせないで当該株式会社の新株予約権の割当てをすることができる。

第3問 株主総会について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株主が取締役に対し、株主総会の招集を請求することは常に認められていない。
2. 株主は、株主総会において原則として、自己が議決権を行使できる当該株主総会の目的である事項につき、議案を提出することができる。
3. 株式会社は、株主総会に出席できる代理人の数を制限することができない。
4. 株主は株主総会において、単元株式数を定款で定めている場合であっても、その有する株式1株につき1個の議決権を有する。
5. 取締役は、株主総会において株主から説明を求められた場合には、正当な理由があっても説明を拒むことはできない。

第4問 株式会社の機関について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社には、1人又は2人以上の取締役を置かなければならない。
2. 公開会社は、取締役会を置かなければならない。
3. 指名委員会等設置会社には、1人又は2人以上の執行役を置かなければならない。
4. 監査等委員会設置会社は、会計参与を置かなければならない。

5. 公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。

第5問 取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. すべての公開会社における取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしなければならない。
2. 定款の定め又は株主総会の決議を要する取締役の報酬等には、額が確定していないものは含まれない。
3. 最高裁判所の判例によれば、取締役の第三者に対する責任は、第三者保護のための特別の法定責任を定めたものである。
4. 株式会社の社外取締役は、当該株式会社の取締役の配偶者であっても就任することができる。
5. 取締役は、株式会社の許可を受けなければ、自ら営業を行ってはならない。

第6問 代表取締役又は取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 大会社の代表取締役については、共同代表制をとらなければならない。
2. 最高裁判所の判例によれば、取締役の一部の者に対する招集手続を欠く場合でも、その取締役が出席してもなお取締役会の決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情があるときは、決議は有効になる。
3. 大会社である取締役会設置会社において取締役会は、いわゆる内部統制システムに関する事項を決定しなければならない。
4. 取締役会設置会社の債権者には、法定の要件を満たすことにより取締役会の議事録の閲覧等を請求することも認められている。
5. 特別取締役の互選によって定められた者は、特別取締役による取締役会の決議後、遅滞なく、当該決議の内容を特別取締役以外の取締役に報告しなければならない。

第7問 監査役又は会計参与について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 監査役は、その株式会社の子会社の使用人を兼ねることができる。
2. 監査役の任期については、1年ごとの自動更新制になる。
3. その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社の監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他の法務省令で定めるものを調査し、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。
4. 監査役会は、その会社の各事業年度に係る事業報告を作成しなければならない。
5. 会計参与は、会社に対しその職務執行に関する費用等を請求することはできない。

第8問 株式会社の計算又は社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。
2. 株主資本等変動計算書は、株式会社が各事業年度に作成義務を負う計算書類に含まれない。
3. 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内はいつでも、計算書類等の閲覧等の請求をすることができる。
4. 資本金の額を減少するときは、原則として株主総会の特別決議が必要である。
5. 社債発行会社が社債権者に対してする通知又は催告は、原則として社債原簿に記載し、又は記録した当該社債権者の住所にあてて発すれば足りる。

第9問 会社の組織再編である会社分割について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 合同会社は、会社分割をすることはできない。
2. すべての会社分割においては、残存債権者に原則として承継会社等に対する債務の履行請求権が認められている。
3. 吸収分割の当事会社は、原則として効力発生日の前日までに株主総会の特別決議によって、吸収分割契約の承認を受けなければならない。
4. 吸収分割株式会社の反対株主には、原則として株式の買取請求権が認められていない。
5. 会社の新設分割の無効の訴えの被告は、その新設分割により設立する会社のみになる。

第10問 持分会社について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 法人であっても、持分会社の業務を執行する社員になることができる。
2. 持分会社は、定款又は定款の定めに基づく社員の互選によって、業務を執行する社員の中から持分会社を代表する社員を定めることができる。
3. 持分会社において各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社できる。
4. 持分会社は、利益の配当を請求する方法その他の利益の配当に関する事項を定款で定めることができる。
5. 合名会社の資本金の額は、登記事項である。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

種類株式発行会社が（ ）である場合において、議決権制限株式の数が発行済株式の総数の2分の1を超えるに至ったときは、株式会社は直ちに議決権制限株式の数を発行済株式の総数の2分の1以下にするための必要な措置をとらなければならない。

1. 監査等委員会設置会社
2. 監査役会設置会社
3. 指名委員会等設置会社
4. 公開会社
5. 大会社

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社が株式の併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合には、()は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取することを請求することができる。

1. 反対株主
2. 種類株主
3. 単元未満株主
4. 売渡株主
5. 特別支配株主

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

監査役会の決議は、監査役の()をもって行う。

1. 2分の1以上に当たる多数
2. 過半数
3. 3分の2以上に当たる多数
4. 4分の3以上に当たる多数
5. 全員の同意

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

執行役は、指名委員会等設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を()に報告しなければならない。

1. 監査委員
2. 取締役会
3. 監査等委員会
4. 監査役会
5. 株主総会

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から()、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

1. 6か月間
2. 1年間
3. 3年間
4. 5年間
5. 10年間

以 上

【民事訴訟法】

問 1～10 [配点：各 1 点]

以下の各問について、それぞれ内容が正しい場合は 1 を、誤っている場合は 2 を選びなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

問 1 裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

問 2 未成年者は、独立して法律行為をすることができる場合、法定代理人によらなくても、訴訟行為をすることができる。

問 3 原告が、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従う訴えの提起の手数料を納付しない場合、裁判所は、判決で、訴えを却下することができる。

問 4 裁判長は、口頭弁論の期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことができる。

問 5 原告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしないときは、裁判所は、訴えの取下げがあったものとみなす。

問 6 裁判所は、当事者が申し出た証拠で必要でないと認めるものは、取り調べることを要しない。

問 7 裁判所は、相当と認める場合において、当事者に異議がないときは、当事者本人の尋問に代え、書面の提出をさせることができる。

問 8 判決は、言渡しによってその効力を生ずる。

問 9 裁判所は、補助参加の申出の許否について、申立てにより、または職権で、決定で、裁判をする。

問 10 控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合であっても、することができない。

問 11～20 [配点：各 3 点]

以下の問いについて、選択肢 1～4 のうちから 1 つを選びなさい。なお、判例がある場合には、判例に基づいて解答しなさい。

問 11 移送に関する各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るための移送は、被告の申立てによることなく、裁判所が職権ですることができる。
- 2 簡易裁判所に係属する本訴に対し、本诉被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、本訴原告の申立てがあるときは、簡易裁判所は、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。
- 3 当事者が専属的合意管轄を定めた場合には、法定管轄のある他の裁判所に訴えを提起することは管轄違いであるから、訴えの提起を受けた裁判所は、当事者が合意した裁判所に訴訟を移送しなければならない。
- 4 確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束するが、移送決定の確定後に新たな事由が生じたときは、移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができる。

問 12 当事者に関する各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 債務者の債権を差し押さえた差押債権者は、第三債務者に対する取立訴訟の原告となることができる。
- 2 民法上の組合において、組合同約により自己の名で組合財産を管理し対外的業務を執行する権限を与えられた組合員は、組合財産に関する訴訟の当事者となることができる。
- 3 特定不動産の受遺者が、遺言の執行として当該不動産の所有権移転登記手続を求める訴えを提起する場合において、遺言執行者がいるときは、相続人ではなく遺言執行者を被告としなければならない。
- 4 株式会社の支配人は、当該株式会社のために、その事業に関する訴訟の当事者となることができる。

問 13 確認の利益に関する各記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 相続開始後に遺言の無効確認を求める訴えは、遺言が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の特定の法律関係が存在しないことの確認を求めるものと解される場合であっても、確認の利益を欠く。
- 2 遺言者生存中に遺言の無効確認を求める訴えは、たとえ遺言者が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあり、当該遺言の撤回又は変更の可能性が事実上ない状態であっても、確認の利益を欠く。
- 3 共同相続人間における遺産確認の訴えは、特定の財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求めるものと解される場合であっても、確認の利益を欠く。

- 4 共同相続人間において、共同相続人の一人についての相続欠格事由の存否を争う場合に、その者が被相続人の遺産につき相続人の地位を有しないことの確認を求める訴えは、確認の利益を欠く。

問 14 準備的口頭弁論に関する各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 準備的口頭弁論の期日を傍聴するためには、裁判所の許可が必要である。
- 2 準備的口頭弁論の期日は、当事者の一方だけを呼び出して行うことができない。
- 3 準備的口頭弁論は、受命裁判官に命じて行わせることができない。
- 4 準備的口頭弁論の期日においては、文書の証拠調べをすることができる。

問 15 Xは、A所有の建物をAから買い受けたと主張して、当該建物を占有しているYを被告として、所有権に基づき建物の明渡しを求める訴えを提起した。この場合における、自白の効力に関する各記述のうち誤っているものはどれか。

- 1 Yが抗弁として、Xとの間で当該建物について使用貸借契約を締結した旨を主張し、Xがこれを認める旨を陳述した場合、Yの同意があれば、Xは、当該陳述を撤回することができる。
- 2 YがAを賃貸人、Yを賃借人とする賃貸借契約書を提出して書証の申出をした場合において、Xが、当該契約書は真正に成立したことを認める旨を陳述したときは、裁判所は、当該契約書が真正に成立しなかったと認めることはできない。
- 3 Yが抗弁として、Aとの間で当該建物について、賃料1か月10万円とする賃貸借契約を締結した旨を主張した場合において、Xが、賃貸借契約締結の事実を否認しつつ、YがAに毎月10万円の金員を支払っていたとのYの主張部分は認める旨を陳述したときであっても、裁判所は、YのAに対する金員の支払の事実を判決の基礎としなくてもよい。
- 4 Yが抗弁として、Aとの間で当該建物について賃貸借契約を締結した旨を主張し、Xがこれを認める旨を陳述した場合、裁判所は、賃貸借契約締結の事実が存在することを判決の基礎としなければならない。

問 16 訴えの取下げに関する各記述のうち、誤っているものどれか。

- 1 和解の期日において、訴えの取下げを口頭ですることができる。
- 2 当事者双方が、連続して2回、口頭弁論期日に出頭しなかったときは、被告の同意を得なくても、訴えの取下げの効力を生ずる。
- 3 訴えの取下げは、口頭弁論期日が開かれた後は、相手方が訴えの却下を求め、その理由のみを主張している場合であっても、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。
- 4 終局判決があった後に訴えの取下げをした当事者は、新たな訴えの利益又は必要性が存するときは、前訴と当事者及び訴訟物を同一とする訴えを提起することができる。

問 17 確定判決の効力に関する各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 土地賃貸人から提起された借地上に建物を所有する土地賃借人に対する建物収去土地明渡請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、賃借人は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、建物買取請求権を行使し、その効果を異議の事由として主張することができる。
- 2 金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、借主は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、当該貸金返還請求訴訟の提起前に完成した当該貸金返還請求訴訟に係る貸金債権の消滅時効を援用して、その時効による消滅を異議の事由として主張することができない。
- 3 金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、借主は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、当該貸金返還請求訴訟の事実審の口頭弁論終結前に相殺適状にあった貸主に対する債権を自働債権とし、当該貸金返還請求訴訟に係る貸金債権を受働債権とする相殺の意思表示をし、その効果を異議の事由として主張することができる。
- 4 売買契約に基づく土地引渡請求訴訟で請求を認容する判決が確定した場合、売主は、その後に提起した請求異議の訴えにおいて、当該売買契約につき詐欺による取消権を行使し、その効果を異議の事由として主張することができる。

問 18 共同訴訟に関する各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 甲土地を共有する X 1、X 2 及び X 3 全員が原告となって、共有権に基づき所有権移転登記手続を求めた訴訟の係属中に、X 1 が訴えの取下げをしても、その取下げの効力は取下げをした X 1 にしか及ばず、X 2 及び X 3 には効力を生じない。
- 2 共同相続人間における遺産確認の訴えにおいて、口頭弁論期日に共同原告のうち一人が欠席した場合であっても、被告は、準備書面に記載していない事実を主張することができる。
- 3 甲土地の所有者 X が、甲土地上にある建物を共同で相続した Y 1 及び Y 2 のうち、Y 1 のみに対して、土地所有権に基づき建物収去土地明渡しを求める訴えを提起することは、適法である。
- 4 ある土地が複数の入会権者の総有に属することの確認を求める訴訟において、原告である共同訴訟人の一人が死亡した場合には、その者に訴訟代理人がいるときを除き、訴訟手続は、共同訴訟人の全員について中断する。

問 19 補助参加に関する各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 補助参加を許さない旨の決定が確定した場合、同じ理由に基づく再度の補助参加の申出をすることは許されない。
- 2 通常共同訴訟においては、共同訴訟人間に共通の利害関係があるとき、補助参加の申出をしないとしても、当然に補助参加をしたと同一の効果を生ずる。

- 3 Y及びZの共同不法行為を理由とするY及びZに対するXの損害賠償請求訴訟の第一審において、Yに対する請求を認容し、Zに対する請求を棄却する判決がされ、Yが自己に対する判決につき控訴しない場合に、Yは、自己の求償権の保全を理由としてX Z間の判決について控訴するためXに補助参加をすることができる。
- 4 補助参加を許可する旨の裁判に対する抗告審が、即時抗告の相手方たる補助参加申出人に対し、即時抗告申立書の副本の送達をせず、反論の機会を与えることなく、補助参加を許さない旨の判断をしたことは、憲法第32条所定の「裁判を受ける権利」を侵害するものではない。

問 20 控訴に関する各記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 二つの請求が併合されている訴訟において、第一審裁判所がそのうちの一つの請求について判決をした場合には、当事者は、残りの請求についての判決を待たなければ、控訴を提起することができない。
- 2 第一審裁判所が、訴えを不適法として却下するとの判決をした場合には、請求棄却の判決を求めた被告は、控訴の利益を有する。
- 3 請求を一部認容した第一審判決に対し、原告が控訴を提起した場合、控訴裁判所は、訴訟要件がないと判断すれば、不利益変更禁止の原則にかかわらず、訴えを却下することができる。
- 4 請求の客観的予備的併合の訴訟で、主位的請求を棄却して予備的請求を認容した第一審判決に対して被告のみが控訴を提起した場合、控訴裁判所は主位的請求の当否を判断することができない。

以 上

【刑事訴訟法】

第1問

次のアからオまでの各記述のうち、刑事訴訟法の規定上、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア. 被害者の親権者は、被害者の明示した意思に反して告訴をすることができる。
 - イ. 告発は、書面又は口頭で、検察官、検察事務官又は司法警察員にしなければならない。
 - ウ. 変死者又は変死の疑いのある死体が発見された場合、検察官は、検視を行わなければならないが、検察事務官又は司法警察員にこれをさせることができる。
 - エ. 検視を行うに当たっては、令状なくして、対象となる死体を切開して胃の内容物を採取することができる。
 - オ. 司法警察員は、口頭による自首を受けたときは調書を作らなければならない。
1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ 6. エオ

第2問

次のアからオまでの各記述のうち、適法となる余地のないものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア. 司法巡査が、私人から現行犯人を受け取り、これを司法警察員に引致した。
 - イ. 司法巡査が、被疑者を逮捕した後、弁解録取手続を行った。
 - ウ. 司法警察員が、逮捕された被疑者の勾留を請求した。
 - エ. 検察事務官が、緊急逮捕状を請求した。
 - オ. 検察事務官が、搜索差押許可状を請求した。
1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ 6. エオ

第3問

次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 強制手段とは、有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するものであって、この程度に至らない有形力の行使は、任意捜査においても許容される場合がある。
- イ. 強盗殺人事件の捜査に関し、公道上を歩いている被疑者の容ぼう等を撮影することは、防犯ビデオに写っていた犯人の容ぼう等と被疑者の容ぼう等との同一性の有無という犯人を特定するための重要な判断に必要な証拠資料を入手するためであっても、被疑者の同意がある場合や、裁判官の令状がある場合でなければ、許容されることはない。
- ウ. 警察官が、覚醒剤の使用ないし所持の容疑がかなり濃厚に認められる者に対する職務質問中に、その者の承諾がないのに、その上衣の内ポケットに手を差し入れて所持品を取り出したうえ検査する行為は、職務質問に附随する所持品検査において許容される限度を超えるとの評価を受けることはない。

エ. 荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、宅配便業者の運送過程下にある荷物について、外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察する捜査手法は、その射影によって荷物の内容物の形状や材質をうかがい知ることができるだけでなく、その品目等を相当程度具体的に特定することも可能である場合には、荷送人や荷受人の内容物に対するプライバシー等を大きく侵害するものであるから、検証としての性質を有する強制処分に当たる。

オ. 車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付け、情報機器でその位置情報を検索し、画面表示を読み取って当該車両の所在と移動状況を把握する捜査手法は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入するものであり、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制処分に当たる。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

第4問

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。

【事例】

令和7年12月1日午前1時50分頃、司法警察員Xは、近隣住民から「T公園で男性が血を流して倒れている。」との通報を受け、T公園に向かい、同日午前2時頃、頭から血を流して倒れているVを発見した。Vは、Xに「男に金属バットで頭を殴られ、迷彩柄の財布を奪われた。」と説明した。そこで、Vを被害者とする強盗傷人事件の捜査が開始された。

Xは、同日午前3時頃、T公園内の人気のない草むらで、血痕が付着した金属バットを発見し、①その場でこれを押収した。また、XがT公園内に設置された防犯カメラの映像を確認したところ、同日午前1時頃に金属バットを手に持っている男（甲）が映っていた。

Xは、同日午前5時頃、T公園から約1キロメートル離れた公道上を歩いている甲を見付け、②甲の尾行を開始した。その尾行中、Xは、甲が迷彩柄の財布を上着のポケットから取り出し、再び同ポケットに戻したことを確認したため、甲に声を掛け、自らが警察官であることを告げた上で、所持品を見せるよう求めた。すると、甲は、上着のポケットから何かを取り出そうとしたが、その際、透明のポリ袋を路上に落とした。Xは、甲の同意を得て同ポリ袋を拾い、中に白色粉末が入っていることを確認した。Xは、同粉末について、③覚醒剤の予試験を実施したところ、覚醒剤であるとの試験結果が得られた。そこで、Xは、④甲を覚醒剤取締法違反（所持）の被疑事実で逮捕し、⑤同ポリ袋とともに、甲の上着のポケット内にあった迷彩柄の財布を押収した。

【記述】

ア. 下線部①につき、Xは、金属バットを押収するに当たり、裁判官による令状の発付を受ける必要がある。

イ. 下線部②につき、Xは、甲を尾行するに当たり、裁判官による令状の発付を受ける必要がある。

ウ. 下線部③につき、Xは、予試験を実施するに当たり、甲が同意しているか否かを問わず、裁判官による令状の発付を受ける必要がある。

エ. 下線部④につき、Xは、甲を逮捕するに当たり、裁判官による令状の発付を受ける必要がある。

オ. 下線部⑤につき、Xは、証拠物を押収するに当たり、ポリ袋と財布のいずれについても、裁判官による令状の発付を受ける必要がある。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

第5問

次のⅠからⅢの【見解】は、逮捕・勾留の要件が備わらないA事実での逮捕・勾留に先立って、逮捕・勾留の要件が備わっているB事実で逮捕・勾留する場合の適法性に関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

【見解】

Ⅰ. 事実について逮捕・勾留の要件が備わっているか否かを基準に適法性を判断すべきであり、B事実について逮捕・勾留の要件が備わっている限り、B事実による逮捕・勾留は適法である。

Ⅱ. B事実について逮捕・勾留の要件が備わっていたとしても、捜査機関がB事実による逮捕・勾留を専ら又は主としてA事実の捜査に利用する意図である場合には、B事実による逮捕・勾留は実質的にA事実による逮捕・勾留と評価され、違法となる。

Ⅲ. B事実によって逮捕・勾留された後の身体拘束期間が主としてA事実の捜査のために利用されるに至った場合には、それ以降の身体拘束は、B事実による逮捕・勾留としての実体を喪失し、A事実による身体拘束となっていると評価され、違法となる。

【記述】

ア. Ⅰの見解では、B事実による身体拘束が適法に行われたものである以上、仮にその身体拘束期間中に専らA事実の取調べが行われており、B事実の取調べが全く行われていないような場合でも、A事実の取調べが違法となることはない。

イ. Ⅰの見解に対しては、捜査機関による身体拘束の濫用という問題の本質を無視する考え方であるとの批判がある。

ウ. Ⅱの見解では、B事実による身体拘束期間にB事実の取調べと並行してA事実の取調べを行った場合でも、その身体拘束は違法になる。

エ. Ⅱの見解に対しては、逮捕・勾留の場面において、裁判官が捜査機関の意図・目的を審査することは現実的には容易ではないとの批判がある。

オ. Ⅲの見解は、逮捕・勾留期間につき、その理由とされた被疑事実について被疑者の逃亡・罪証隠滅を防止した状態で起訴・不起訴の決定に向けた捜査を行う期間であると捉える考えと整合する。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ 6. ウオ

第6問

次のⅠ及びⅡの【見解】は、刑事訴訟法第220条第1項第2号及び同条第3項が、被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、「逮捕の現場」で令状を必要とせずに搜索差押えをすることができるとしている根拠に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

【見解】

- Ⅰ. 逮捕の現場には証拠の存在する蓋然性が一般的に高いため、裁判官による事前の令状審査を行う必要性がないことを根拠とする見解
Ⅱ. 逮捕の際には被逮捕者により証拠が隠滅されるおそれが高いため、これを防止して証拠を保全する緊急の必要性があることを根拠とする見解

【記述】

- ア. Ⅰの見解に立つと、搜索差押えをすることができるのは、証拠が存在する蓋然性が一般的に高いと認められる場所においてであると考えられることとなるため、逮捕が被疑者の隣人方でなされた場合、当該隣人方のほか、被疑者方でも搜索差押えを実施することができる。
イ. Ⅰの見解に立っても、逮捕が被疑者ではない第三者の住居でなされた場合、逮捕の理由とされた被疑事実に関する証拠の存在を認めるに足りる状況がなければ、当該住居で搜索差押えを実施することは違法であり、許されない。
ウ. Ⅰの見解に立っても、Ⅱの見解に立っても、搜索差押えの対象となる証拠は、逮捕の理由とされた被疑事実と関連する物に限られる。
エ. Ⅱの見解に立つと、搜索差押えをすることができるのは、逮捕の際に被疑者が証拠を隠滅することが可能な場所においてであると考えられることとなるため、逮捕が被疑者方の一室でなされた場合に、搜索差押えができるのは、逮捕がなされた時点で被疑者の手が届く場所に限られ、当該一室全体において実施することができるとは考えられない。
オ. Ⅱの見解に立っても、搜索差押えの要件として、被逮捕者が証拠を隠滅する具体的な危険が認められることが要求されることにはならない。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ 6. エオ

第7問

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア. 司法警察職員から出頭を求められた被疑者は、逮捕勾留されている場合を除いては、その出頭を拒むことはできないが、出頭後、いつでも退去することができる。

- イ. 検察官又は検察事務官は、裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件について逮捕又は勾留されている被疑者を取り調べる時は、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならないが、これ以外のときは、記録媒体に記録することはできない。
- ウ. 司法警察職員は、被疑者の供述録取書につき、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問うことができるが、被疑者が、被疑者が調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに署名押印しなければならない。
- エ. 司法警察職員は、身体を拘束された被疑者を検察官に送致する手続をとった後も、検察官から指示を受けたときは、被疑者を取り調べなければならないが、指示を受けない場合でも、犯罪の捜査をする必要があるときは、これを取り調べることができる。
- オ. 司法警察職員の取調べに際して任意の供述をした被疑者以外の者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、そのものの供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められない場合には、第1回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。
1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ 6. エオ

第8問

- 次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。
- ア. 裁判所は、被告人の私選弁護人の数を制限することはできない。
- イ. 被告人に氏名を記載することができない合理的な理由がないのに、被告人の署名のない弁護人選任届によってした私選弁護人の選任は無効である。
- ウ. 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して私選弁護人を選任することができる。
- エ. 勾留を請求された被疑者は、国選弁護人の選任を請求するに当たり、その資力のいかんを問わず、あらかじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に私選弁護人の選任の申出をしなければならない。
- オ. 特定の被疑事実について裁判官に選任された被疑者の国選弁護人は、当該被疑事実についての勾留が取り消され、被疑者が釈放されたとしても、当該被疑事実について検察官の終局処分がされるまでは、被疑者の国選弁護人としての地位を失うことはない。
1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ 6. エオ

第9問

- 次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。
- ア. 「乙と共謀の上、Vに対し、殺意をもって、甲が、Vの頸部を絞め付け、窒息死させて殺害した」という殺人の共同正犯の訴因で起訴された甲について、「乙と共謀の上、Vに

対し、殺意をもって、甲又は乙あるいはその両名において、Vの頸部を絞め付け、窒息死させて殺害した」という事実を認定するには、公判で、殺害行為を行ったのが甲と乙のいずれなのか争点となっていたのであれば、訴因変更の手續を要しない。

イ。「ブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを踏んだ過失により、自車を前方のA運転の自動車に追突させ、Aに傷害を負わせた」という過失運転致傷の訴因で起訴された甲について、「A車の後ろに進行接近する際、ブレーキをかけるのが遅れた過失」を認定するには、訴因変更の手續を要する。

ウ。「Aに暴行を加えて現金を強取した」という強盗の訴因で起訴された甲について、「Aを脅迫して現金を交付させた」という恐喝の事実を認定することは、縮小認定に当たるので、訴因変更の手續を要しない。

エ。日時、場所、方法を特定した覚醒剤使用の訴因を、別の日時、場所、方法の覚醒剤使用の訴因に変更することは、いずれの訴因も被告人の尿中から検出された同一の覚醒剤の使用行為に関するものである場合であっても、公訴事実の同一性を欠くため、許されない。

オ。「A方に侵入し、現金20万円を窃取した」という住居侵入・窃盗の訴因を、別の日時に「B方に侵入し、現金10万円を窃取した」という住居侵入・窃盗の訴因に変更することは、両訴因の事実が、実体法上は常習特殊窃盗罪を構成する場合であっても、公訴事実の同一性を欠くため、許されない。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ 6. エオ

第10問

次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア. 検察官は、刑事事件の通常の第一審公判手續における冒頭手續において、冒頭陳述を行う。

イ. 裁判長は、刑事事件の通常の第一審公判手續における冒頭手續において、検察官の起訴状の朗読に先立ち、人定質問を行う。

ウ. 必要的弁護事件において、裁判所が弁護人出頭確保のための方策を尽くしたにもかかわらず、被告人が、弁護人の公判期日への出頭を妨げるなど、弁護人が在廷しての公判審理ができない状態を生じさせ、かつ、その事態を解消することが極めて困難な場合には、公判期日に弁護人が出頭しなくとも、開廷することができる。

エ. 検察官は、証拠調べが終わった後の事実及び法律の適用についての意見の陳述において、量刑についての意見を述べることはできるが、無罪である旨の意見を述べることはできない。

オ. 被告人又は弁護人は、公判前整理手續に付されていない事件についても、証拠により証明すべき事実があるときは、裁判所の許可がなくとも、検察官が冒頭陳述をした後、冒頭陳述をすることができる。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ 6. エオ

第 11 問

次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 6 までのうちどれか。1 つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 共謀共同正犯における共謀の事実、共謀共同正犯における「罪となるべき事実」に含まれるから、刑事訴訟法の規定により証拠能力が認められ、かつ、公判廷における適式な証拠調べを経た証拠による証明を要する。
- イ. 刑事裁判における有罪認定に必要とされる「合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証」とは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である。
- ウ. 状況証拠は、一般的に、目撃供述や被告人の自白といった直接証拠に比べて証明力が低いから、状況証拠によって事実を認定すべき場合には、直接証拠によって事実を認定すべき場合よりも証明の程度が高度である必要がある。
- エ. 証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねられるが、裁判官の恣意的な判断を許すものではないから、その判断は、論理則や経験則に照らし合理的なものでなければならない。
- オ. 略式手続は、公判を開くことなく書面審理によって行われる簡易な手続であるから、犯罪の証明の程度は、証拠の優越で足りる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ 6. エ オ

第 12 問

次の【判例】は、窃盗被疑事実の嫌疑に基づいて逮捕（以下「本件逮捕」という。）された被疑者からその日のうちに任意で尿が採取され（以下「本件採尿」という。）、その尿についての鑑定書（以下「本件鑑定書」という。）が覚醒剤自己使用の事実を立証するための証拠として提出された事案において、その証拠能力を否定した最高裁判所の判例（覚せい剤取締法違反等被告事件に係る最高裁判所平成 15 年 2 月 14 日第二小法廷判決・刑集 57 巻 2 号 121 頁）を抜粋したものである。後記アからオまでの【記述】のうち、【判例】に整合しないものは幾つあるか。後記 1 から 6 までのうちから 1 つ選びなさい。

【判例】

「本件逮捕には、逮捕時に逮捕状の呈示がなく、逮捕状の緊急執行もされていない(中略)という手続的な違法があるが、それにとどまらず、警察官は、その手続的な違法を糊塗するため、(中略)逮捕状へ虚偽事項を記入し、内容虚偽の捜査報告書を作成し、更には、公判廷において事実と反する証言をしているのであって、本件の経緯全体を通して表れたこのような警察官の態度を総合的に考慮すれば、本件逮捕手続の違法の程度は、令状主義の精神を潜脱し、没却するような重大なものであると評価されてもやむを得ないものといわざるを得ない。そして、このような違法な逮捕に密接に関連する証拠を許容することは、将来における違法捜査抑制の見地からも相当でないと認められるから、その証拠能力を否定すべきである(中略)。」

「本件採尿は、本件逮捕の当日にされたものであり、その尿は、上記のとおり重大な違法があると評価される本件逮捕と密接な関連を有する証拠であるというべきである。また、その鑑定書も、同様な評価を与えられるべきものである。」

【記述】

- ア. 本件逮捕は窃盗被疑事実の嫌疑に基づくものである一方で、本件採尿やその尿の鑑定は覚醒剤自己使用の被疑事実の嫌疑に基づくもので、本件鑑定書は後者の事実の立証に用いられるものであるから、本件逮捕の違法が、本件鑑定書の証拠能力に影響を及ぼすことはない。
- イ. 違法収集証拠排除法則によって証拠が排除されるための要件である「違法の重大性」と「排除相当性」のうち、「違法の重大性」は、手続の客観的な違法の程度に着目するものであるから、その要件を充足するか否かの判断に際して、捜査機関側の主観的事情が考慮されることはない。
- ウ. 本件逮捕の違法を糊塗する目的でされた逮捕状への虚偽記載や公判廷での事実に対する証言等は、本件逮捕後にされたものではあるが、これらの行為の存在が本件逮捕自体の違法性の程度に影響を及ぼすことがある。
- エ. 違法な手続と最終的に獲得された証拠との間の因果性（関連性）の程度は、「違法の重大性」の判断における考慮要素であり、「排除相当性」の判断においては考慮されないから、本件逮捕と本件鑑定書との間の因果性（関連性）の程度が、本件鑑定書の「排除相当性」の判断に影響を及ぼすことはない。
- オ. 鑑定は専門家によって客観的になされるものであり、その結果を記載した鑑定書は定型的に高度の信頼性を有する証拠といえるから、鑑定の対象となる尿が本件のように逮捕当日に被疑者から任意提出されたもので、重大な違法を伴う逮捕と密接に関連するものであったとしても、そのことが、尿の鑑定書の証拠能力に影響を及ぼすことはない。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

第13問

次のⅠないしⅢの【見解】は、刑事訴訟法第319条第1項で任意にされたものでない疑いのある自白（不任意自白）を証拠とすることができないと定められている根拠に関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

【見解】

- Ⅰ. 任意にされたものでない疑いのある自白は、その内容が虚偽であるおそれがあり、誤判防止のため排除されるべきとする見解
- Ⅱ. 任意にされたものでない疑いのある自白は、黙秘権を保障するため排除されるべきとする見解
- Ⅲ. 任意にされたものでない疑いのある自白は、違法な手続により得られた結果として排除されるべきとする見解

【記述】

- ア. Iの見解によれば、強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白は、不任意自白の例示とみることができる。
- イ. Iの見解によれば、不任意自白に基づき発見された物は、関連性が不任意自白によらなければ証明されない場合であっても、証拠として許容される。
- ウ. IIの見解に対しては、黙秘権を侵害して得られた自白の証拠能力が否定されるのは黙秘権保障の内容そのものであり、黙秘権と自白法則を混同しているという批判がある。
- エ. IIIの見解によれば、取調官が偽計を用いて得た供述は、供述者の主観的な心理状態に影響を及ぼした疑いがある場合に限り、証拠能力が否定される。
- オ. IIIの見解に対しては、違法な手続により得られた自白の全てが任意にされたものでない疑いがあるとはいえないから、そのような自白が全て刑事訴訟法第319条第1項により排除されるとするのであれば、規定の文言上無理があるという批判がある。
1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ 6. エオ

第14問

次の【見解】は、刑事訴訟法第328条の趣旨及び同条によって許容される証拠の範囲に関するものである。後記アからオまでの【証拠】のうち、【見解】に照らし、同条によって許容される証拠に当たらないものの組み合わせは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。なお、被告人AがVを包丁で刺して殺害したとする殺人被告事件の公判期日において、本件犯行当日に犯行を目撃したとするWが、「Vを包丁で刺したのはAでした。」と証言しているものとする。また、いずれの証拠との関係でも、同法第326条の同意はなされていないものとする。

【見解】

「刑事訴訟法第328条は、公判準備又は公判期日における被告人、証人その他の者の供述が、別の機会にしたその者の供述と矛盾する場合に、矛盾する供述をしたこと自体の立証を許すことにより、公判準備又は公判期日におけるその者の供述の信用性の減殺を図ることを許容する趣旨のものであり、別の機会に矛盾する供述をしたという事実の立証については、同法が定める厳格な証明を要する趣旨であると解するのが相当である。

そうすると、同条により許容される証拠は、信用性を争う供述をした者のそれと矛盾する内容の供述が、同人の供述書、供述を録取した書面(同法が定める要件を満たすものに限る。)又は同人の供述を聞いたとする者の公判期日の供述の中に現れている部分に限られるというべきである。」

【証拠】

- ア. Wの知人Zによる、「Wは、本件の翌日に、『私は昨日BがVを包丁で刺すのを見た。』と言っていた。」とする公判期日の供述
- イ. 本件当日の日付のWの日記で、「今日BがVを包丁で刺すのを見てしまった。」との記載があるもの

ウ. Wが本件の捜査段階において司法警察員Kの聞き込みに応じてした「私はBがVを包丁で刺すのを見た。」という供述が記載されている、K作成に係る捜査報告書で、Wの署名及び押印がないもの

エ. Wが本件の捜査段階において司法警察員の取調べを受けてした「私はBがVを包丁で刺すのを見た。」という供述を録取した書面で、Wの署名及び押印があるもの

オ. Wとは別の地点から本件を目撃したとするYが本件の捜査段階において検察官の取調べを受けてした「私はBがVを包丁で刺すのを見た。」という供述を録取した書面で、Yの署名及び押印があるもの

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ 6. エオ

第15問

次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア. 被告人甲がAを殺害した旨の訴因について有罪判決が確定した後、検察官は、乙が甲と共謀の上でAを殺害した旨の事実で乙を起訴することができる。

イ. 有罪の確定判決について、再審開始の決定が確定したとしても、再審の判決が確定するまでは、再審の請求の対象となった確定判決は、その効力を失わない。

ウ. 殺人被告事件で勾留中の被告人につき無罪判決が宣告された場合、その判決宣告の時点で、被告人に対する勾留状はその効力を失う。

エ. 殺人罪の訴因について無罪判決が確定した後、検察官が被告人の有罪を立証するに十分な証拠が新たに発見されたとして、再度、同事件の被告人を同一事実で起訴した場合、裁判所は、改めて審理し、有罪の判決をすることができる。

オ. 告訴がないまま起訴された器物損壊事件において、公訴棄却の判決が確定した場合、検察官は、その後に被害者から告訴を得たとしても、再度、同事件の被告人を同一事実で起訴することはできない。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ 6. エオ

以上